

在日米軍に関する住民の安心・安全の確保について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、外務省、防衛省

米軍・経ヶ岬通信所に関して、住民の安心・安全の確保のため、以下の事項について総力を挙げて、取り組んでいただきたい。

- 京都府から防衛大臣へ平成25年9月10日に確認した「米軍TPY-2レーダー配備に係る確認・要請事項」に基づき、事件・事故の未然防止対策などを、確実に実施すること
 - ・交通事故に対する効果的な未然防止策の実施、米軍関係者への継続的な交通安全教育の徹底及び地域の交通安全の確保に必要な事故情報の速やかで適切な提供
 - ・発電機の稼働に当たっては、稼働時間を平日の日中に限ることなど、地域住民に与える影響を最小限とする騒音対策の徹底
 - ・通信所からの排水による周辺環境への影響に配慮し、排水開始後における周辺海域の調査・確認などの適切な実施
 - ・米軍・消防・病院などの関係者による訓練・研修の充実などによる、ドクターヘリ運航時のレーダー停波要請時における迅速かつ確実な停波の実施
 - ・道路の安全確保のための道路整備予算の十分な確保
- 米軍関係者における新型コロナウイルス感染症対策を徹底・強化するとともに、感染者が発生した場合には、公衆衛生上必要な情報が速やかに提供されるよう、米軍に対し指導すること
- 低空飛行訓練等における米軍のオスプレイの運用に当たっては、府民に不安を与えることがないよう市街地上空の飛行を避けるなど安全対策に万全を期すとともに事前に関係自治体へ飛行ルートを情報提供すること
- 米軍関係者による事件・事故の際の、被疑者の速やかな移転（日本側への引渡し）など、全国知事会の提言を踏まえ、日米地位協定の改定に速やかに着手すること

京都府の担当課	総務部 総務調整課(075-414-4023)
---------	-------------------------

【国の事業等】

■交通事故に関する情報提供の考え方の確認

令和2年12月の連絡会において、「事故については、原則速やかに情報提供を行うが、接触事故などの軽微な事故は件数等を報告する」という、米軍関係者の交通事故の報告に関する基準を確認

■交通事故の未然防止・再発防止

これまでに86件の交通事故（米側被害含む）が発生。平成31年4月から令和3年8月までの発生件数は9件（そのうち1件は酒気帯び運転に伴う物損事故）

■発電機の稼働

平成30年9月に抜本的な対策として商用電力が導入されたが、発電機のメンテナンスや停電の発生などのやむを得ない事情が生じた場合、夜間・土日に発電機が稼働

■Ⅱ期工事の完成

令和2年12月には隊舎等が完成。準備が整い次第、米軍人が通信所内への居住を開始

■ドクターヘリ運航時のレーダー停波

平成30年5月15日にレーダー停波が円滑になされず、患者の搬送が遅延した事例の発生を受けて、再発防止策として、マニュアルの見直しや訓練・研修の充実とともに、抜本的な対策として飛行制限区域外にヘリポートを整備（令和2年3月完成）

■道路整備予算の確保

民生安定施設整備等事業（令和2年度約15億円、令和3年度約11億円）を実施中

■新型コロナウイルス感染拡大の防止

米軍は、経ヶ岬通信所の軍人・軍属の希望者に対し、令和3年2月までに新型コロナウイルスワクチンを接種（2回目）するとともに、日本人従業員の希望者に対しても、8月までにワクチンを接種（2回目）

■米軍オスプレイの運用

令和元年12月5日に京都市の市街地近傍をオスプレイと見られる機体が飛行したのではないか、との新聞報道を受けて、訓練中の運用に当たり、安全対策に万全を期すとともに、飛行ルートの情報提供を求めるよう、知事名で文書申入れ

■日米地位協定に関する提言（全国知事会「米軍基地負担に関する提言」）

日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること